

# 「ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース」

日山協山岳共済会会員の方ならどのタイプでもご加入できる制度です。  
「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。



前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。

「ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース」とは

- 傷害事故による死亡・後遺障害・入通院・手術<sup>(注1)</sup>に加え、救援者費用<sup>(注2)</sup>がセットされているコースです（通院はセットありのタイプ、セットなしのタイプがあります。）
    - (注1) 死亡・後遺障害・入通院・手術については、日本国内外問わず、初心者でも可能な普通の登山（ハイキング等）の場合にお支払いすることができます\*1\*2\*3。
    - (注2) 救援者費用については、日本国内外問わず、ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を用いなくても対応可能な登山中に要した、捜索・救助活動に対する費用をお支払いいたします\*1\*2。ただし、救援者費用等保険金は急激かつ偶然な外来の事故による費用が補償の対象となりますので、疾病が原因で事故が発生したときは、救援者費用は補償の対象外となります\*4。
  - \* 1 ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を使用する登山や、フリークライミングを含むロッククライミングは、本コースではお支払対象外となりますのでご注意ください（この場合には「登山コース」にご加入ください。）
  - \* 2 スポーツクライミングは、本コースで補償対象となります。
    - ・ボルダリング（下に衝撃吸収マットを敷いた高さ5メートル以下の石垣や露岩、人工壁を、プロテクションを使わずに手足のみで登るものをいいます。）
    - ・屋内施設でのクライミング
    - ・屋外の人工壁におけるクライミング（ただし、安全確保のためのロープを使用するものに限りです。）
  - \* 3 トレランも対象となります。
  - \* 4 海外でのハイキング中の疾病（高山病等）による捜索・救助活動に対する費用補償を希望される場合、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問い合わせください。
- 日常生活上の事故による賠償責任補償付（一部に日常生活賠償がないタイプもございます。）

申込条件

- この保険のお申込人(=加入者)となれる方は「日山協山岳共済会会員」(以下、「会員」とします。)のみとなります。
- 会員は、毎年、会費が必要です。  
※詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。

お支払例

・ハイキング中、遭難してしまった際に発生した捜索・救助費用

## 注意事項

(各コースの保険料の注意点)

1. 3月21日～4月5日までにお申込みをされる方は4月開始の保険料をご覧ください。  
お振込み完了された方は4月15日午前0時より補償開始となります(新規加入の場合)  
\*団体(山岳会等での)申込の場合は「振替払込受付証明書(お客さま用)」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。
2. 4月6日～4月20日までにお申込みをされる方は5月開始の保険料をご覧ください。  
お振込み完了された方は5月1日午前0時より補償開始となります(新規加入の場合)  
\*団体(山岳会等での)申込の場合は「振替払込受付証明書(お客さま用)」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。

なお、締切日が上記の通り20日と5日の2回設定されていますので、お申込みをされる際には、希望保険タイプ・保険期間・お振込日のご確認をよろしくお願いいたします。

# 「ハイキングコース」の保険タイプ

下記は約46%割引を適用した保険料です。

**職業による区分はありません。**

(1) 保険始期日が4月1日の方

**会員は年会費(1,000円)が必要です。**

## 通院補償付タイプがおすすめ!

昨年からの1年間\*で入院は285件、**通院は699件**のお支払い事案がありました。

(\*2019年7月1日~2020年6月30日の支払実績)

IIタイプなら、ケガによる通院にも備えることができます!



保険金額 タイプ名	契約基本タイプ	
	I	II
傷害死亡・後遺障害(*1)	200万円	400万円
救護者費用	500万円	500万円
日常生活賠償(*2)	1億円	1億円
傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします	
傷害通院保険金日額	なし	1,500円
<b>年払保険料</b>	<b>2,620円</b>	<b>6,930円</b>

(\*1) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1~14級のうち第1~7級に掲げる保険金支払割合(100%~42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1~7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

(\*2) 日常生活賠償の補償がないタイプは20ページをご確認ください。

## (2) 中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

補償開始月 タイプ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I	2,620円	2,400円	2,180円	1,970円	1,750円	1,530円	1,320円	1,090円	870円	日山協山岳共済会 山岳共済事務セン ターまでお問い合わせ ください。		
II	6,930円	6,350円	5,790円	5,200円	4,620円	4,050円	3,480円	2,880円	2,310円			

○中途加入の加入締切日は、4ページをご確認ください。

**【ご参考】通院補償は欲しいけれどもII型は高いとお考えの方へ**

●9、10ページ記載のトレランコースTR2/TR6、もしくはスポーツクライミングコースCL1/CL3もご検討ください。コース名は異なりますが、保険金お支払い条件は同じです。I型とII型の中間程度となります。

●おケガによる補償は登山中の事故に限られません、その他の一般的なスポーツ活動中によるおケガ、日常生活中におけるおケガも補償の対象です。

※日常生活賠償補償はもちろん登山中の賠償事故も補償の対象です。

その他、自転車による賠償事故等も対象となります。